

(改正案)

本町橋・水辺の賑わい拠点づくり検討会 規約

(名 称)

第 1 条

本検討会は、「本町橋・水辺の賑わい拠点づくり検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条

検討会は、大阪都心部の「水の回廊」の一角を占める東横堀川において本町橋船着場周辺地域が、水辺の賑わい拠点となることをめざし、その具体内容を検討する。

(活 動)

第 3 条

検討会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 本町橋船着場周辺の水辺の賑わい拠点づくりに向けた検討
- (2) 本町橋船着場周辺の水辺を活用する実験事業の協力
- (3) その他、本検討会の目的達成のために必要とする活動

(組 織)

第 4 条

検討会は、別表の団体により構成する。

(会 議)

第 5 条

検討会の会議は、必要に応じて開催する。

2. 検討会の活動は、構成団体の合意により進めるものとする。

(部 会)

第 6 条

検討会内に、必要に応じて部会を設置することができる。

(事 務 局)

第 7 条

検討会の事務局は、大阪市経済戦略局・建設局と本町橋 100 年会事務局(大阪商工会議所)が行う。

(附 則)

この規約は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 31 年 月 日から施行する。

以 上

(別 表)

本町橋・水辺の賑わい拠点づくり検討会 構成団体

順不同

団体名
中大江西連合振興町会
汎愛連合振興町会
本町橋100年会
東横堀川水辺再生協議会
大阪シテイクルーズ推進協議会
大阪小型水上旅客船協議会
大阪市中央区役所市民協働課

(以上 7 団体)

事務局

大阪市経済戦略局観光部観光課
大阪市建設局下水道河川部河川課
本町橋100年会事務局（大阪商工会議所）